

伊奈町 地域クラブ活動ガイドライン

令和8年3月
伊奈町教育委員会

1 ガイドライン趣旨

- (1) 本ガイドラインは、伊奈町立中学校の中学生を対象とする部活動を地域クラブ活動へ展開するにあたり、その考え方を示すものであり、地域クラブ活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動を行う環境になるようにするとともに生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことできる素地を養うことができるよう、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な考え方を示すものである。
- (2) 学校部活動の教育的な意義や役割については、地域クラブ活動においても継承発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要である。
- (3) 伊奈町内の中学校に通う生徒又は町内在住の中学生を対象としているため、各学校及び中体連等の大会を運営する団体においても、地域や競技団体等の実情に応じながら、環境整備に向けて取り組むことが望ましい。
- (4) 伊奈町教育委員会（以下「教育委員会」という。）においては、本ガイドラインに基づく取組状況について、定期的なフォローアップを行い、必要に応じて見直し、改善を図るものとする。

2 地域クラブ活動の在り方

- (1) 学校部活動を含めた、生徒のスポーツ・文化芸術活動が将来にわたり持続可能なものとなるよう、学校と地域の連携・協働により、新たなクラブの整備を進めていく必要がある。

地域クラブ活動は、学校と連携しながら、学校部活動がこれまで果たしてきた教育的意義を継承・発展させるとともに、生徒の主体的な活動を尊重し、新しい価値の創出を目指すものである。

3 適切な運営や効率的、効果的な活動の推進

- (1) 参加者
地域クラブ活動への参加を希望する全ての中学生を基本とする。
- (2) 実施主体
地域スポーツ・文化芸術団体等
地域クラブ活動の実施主体（以下「運営団体等」という。）は、町の持続可能な地域クラブ活動の推進に寄与する団体とし、以下の手続きを満たし教育

委員会に登録することとする。教育委員会は、関係者等の協力を得ながら、これらの運営団体等の整備、充実を支援する。

- ① 当該ガイドラインをもとに活動し、参加基準（別紙1）の内容を遵守できる団体等であること。
- ② 地域クラブ活動を持続可能な活動にしていくため、学校・顧問・保護者等の関係者と連携し、相互に協力することのできる団体等であること。
- ③ 関係者と連携し地域クラブ活動を実施する場所、代表者・指導者を確保するとともに、実技指導、安全に関する知識・技能を有する団体等であること。

（3） コーディネーターの配置及び関係者間の連携体制の構築等

教育委員会は、地域クラブの設立や運営の支援、既存の社会教育団体との連携及び各学校との連絡調整等を行うコーディネーターを教育委員会に配置し、定期的、恒常的な関係者間の情報共有等を行うとともに、緊密に連携する体制を整備する。

また、運営団体等は、予め年間及び毎月の活動計画を策定し公表するとともに、地域クラブ活動中のけがや事故、生徒同士のいじめやトラブル等の対応を含む管理責任について明確にし、参加者、その保護者及び運営団体等の指導者との共通理解を図ることとする。

（4） 指導者

① 指導者の専門性や資質、能力の向上

ア 運営団体等は、生徒にとって適切な地域クラブ活動の環境を整備するため教育委員会、地域スポーツ・文化芸術団体等と連携しながら、埼玉県地域クラブ活動等指導者人材バンクや伊奈町地域クラブ活動指導者・支援者人材バンクを活用する等、専門的な技術、知識、資質及び能力を有する指導者の確保に努めること。

イ 指導者は、生徒の安全を確保し、健康管理面及び教育面で支えるため、各種の研修及び関係団体等が主催する講習会等に積極的に参加するよう努めこと。

ウ 運営団体等は、指導者に暴力等の問題となる行動が行われた場合には、指導者本人及び運営団体等が責任を負うこととなるため、相談体制を整備し教育委員会と連携して対応するほか、公平・公正に対処すること。

② 適切な指導の実施

ア スポーツ分野の運営団体等は、文部科学省作成の「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月）やスポーツ分野の国内統括団体等が作成する「指導手引」などを活用して指導を行い、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰、ハラスメントを根絶すること。

イ 文化芸術分野の運営団体等は、文化庁作成の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月）や文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等が作成する「指導手引」などを活用して指導を行い、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰、ハラスメントを根絶すること。

ウ 運営団体等は、必要に応じて中学生の発達段階に係る専門的知見について、教育委員会の協力を得て、発達の個人差や成長段階における体と心の状態やスポーツ栄養等に関する正しい知識を習得すよう努めること。

③ 指導者の確保

ア 教育委員会は、地域クラブ活動の環境を整備するため、伊奈町地域クラブ活動指導者・支援者人材バンクを整備・活用し、広域的に指導者を募集するとともに、専門的な技術、知識、資質及び能力を有する指導者の確保に努めること。

イ 教育委員会は、既存のスポーツ・文化芸術団体等に対し、地域クラブへの参加や呼びかけを行い、指導者の確保に努め、運営団体等と連携する体制を整備する。

ウ 運営団体等は、地域の競技や指導の経験のある指導者と併せ、退職教員や兼職兼業を希望する教職員等の人材を活用し、地域クラブ活動が適切に運営できる指導者を確保することとする。

エ 教育委員会は、国や埼玉県が示す兼職兼業に係る手引き等を参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教職員等が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規定や運用の改善を行う。

また、教育委員会が兼職兼業を許可する際には、本人の意思を十分に確認、尊重するとともに、学校運営に支障がないことを勘案することとする。

オ 運営団体等において、教職員等を指導者として雇用する際には、異動や退職等があっても継続的、安定的に指導者を確保できるよう留意すること。

また、兼職兼業に係る労働時間等の確認は、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照しながら適切な勤務管理に努めること。

カ 教育委員会は、地域資源を生かしたスポーツ・文化芸術活動をはじめ、学校単位での活動が困難な部活動などについても、運営団体等と連携する体制を整備する。

(5) 活動内容

運営団体等は、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を指導体制に応じて段階的に確保すること。

また、内容等を生徒や保護者、学校、地域住民に広く周知すること。

(6) 適切な活動時間及び休養日の設定

ア 運営団体等は、活動計画を策定する際に「伊奈町立中学校に係る部活動の

方針」に定める活動時間及び休養日等の設定に準じて、適切に活動時間や休養日を設定すること。

イ 活動時間及び休養日については、複数の学校の在籍生徒で構成されることから、生徒が在籍するそれぞれの学校の実態を踏まえ、参加については柔軟に対応するとともに、必要に応じて各校とも連絡調整を行う。

(7) 活動場所

ア 運営団体等は、町内の公共施設等を幅広く活用し、活動場所の確保に努めること。

イ 教育委員会は、運営団体等の安定的、継続的な運営を促進するとともに、公共施設等の円滑な利活用ができるよう努めること。

(8) 費用負担

ア 運営団体等は、生徒や保護者、地域住民の理解を得つつ、持続可能な運営となるように必要な範囲で適正な会費を設定すること。

イ 会費の集金については、文書等で保護者へ知らせるとともに、できる限り保護者への負担軽減を図る。

(9) 保険の加入

運営団体等は、指導者や参加する生徒等に対し、自身の怪我等を補償する保険等へ加入を義務付けること。

その際、分野・競技特性及びこれまでの怪我や事故の発生状況等を踏えて適切な補償内容・料金である保険を選定すること。

(10) コーディネーターの役割

コーディネーターは、地域クラブ活動が適切に行われるよう、その取組状況を適宜把握し、必要な連絡調整及び指導・助言を行い、地域クラブの設立や運営を支援する。

また、生徒のニーズに合った地域クラブ活動が選択できるよう、地域クラブ運営方針やその内容等について周知を図り、生徒や保護者から問合せや相談があった場合には、その窓口となる。

4 学校との連携

(1) 教育的意義

ア 地域クラブ活動は、中学生のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、これまで学校部活動が担ってきた生徒の望ましい成長を保障していく観点においても、役割を継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、教育的機能を一層高めていくことが求められる。

(2) 情報の提供及び共有

ア 地域クラブ活動と学校部活動の間では、活動内容や指導者に差異が生じる

ため、地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況等の共通理解を図るとともに、日々の活動状況に関する情報共有等も綿密に行うことが望ましい。

イ 教育委員会は、地域クラブ活動が適切に行われるよう、その取組状況を適宜把握し、必要な助言指導を行うとともに、地域で実施されている地域クラブ活動の内容等を生徒や保護者、学校や地域住民に周知するなどして、生徒が自分にふさわしい活動を選択できるように努めること。

5 段階的な地域展開に向けた環境整備

(1) 検討体制の整備

ア 教育委員会は、地域展開を円滑に進めるため、生徒、保護者及び教職員等のニーズを適宜把握しながら、段階的な地域展開に向けた環境の整備方法等を検討し実行する。

イ 学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を活かし、教育委員会や登録団体と協力・協働して段階的な地域展開に向けた環境の整備に取り組む。

(2) 段階的な地域展開

ア 地域展開に向けては、多様な団体により活動の場の確保や地域クラブに指導者を配置する等、持続可能なクラブ活動の運営体制に取り組む。

イ 教育委員会及び学校は、地域クラブへの展開前の部活動においても、必要に応じて合同部活動や拠点校活動にて部活動を運営したり、部活動指導員等を適切に配置したりすることにより、生徒の活動環境を確保することに努める。

6 伊奈町における取組

(1) 教育委員会は、地域クラブ活動に関し、国及び埼玉県から出される方針やガイドラインを踏まえ、今後の動向を注視しながら、学校、保護者、地域住民、関係団体等へ周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

(2) 教育委員会は、地域クラブへ展開した部活動を実施のモデルとし、その成果や課題を精査し、後に続く地域展開がより円滑に進められるよう取り組む。

7 有事の際の避難誘導

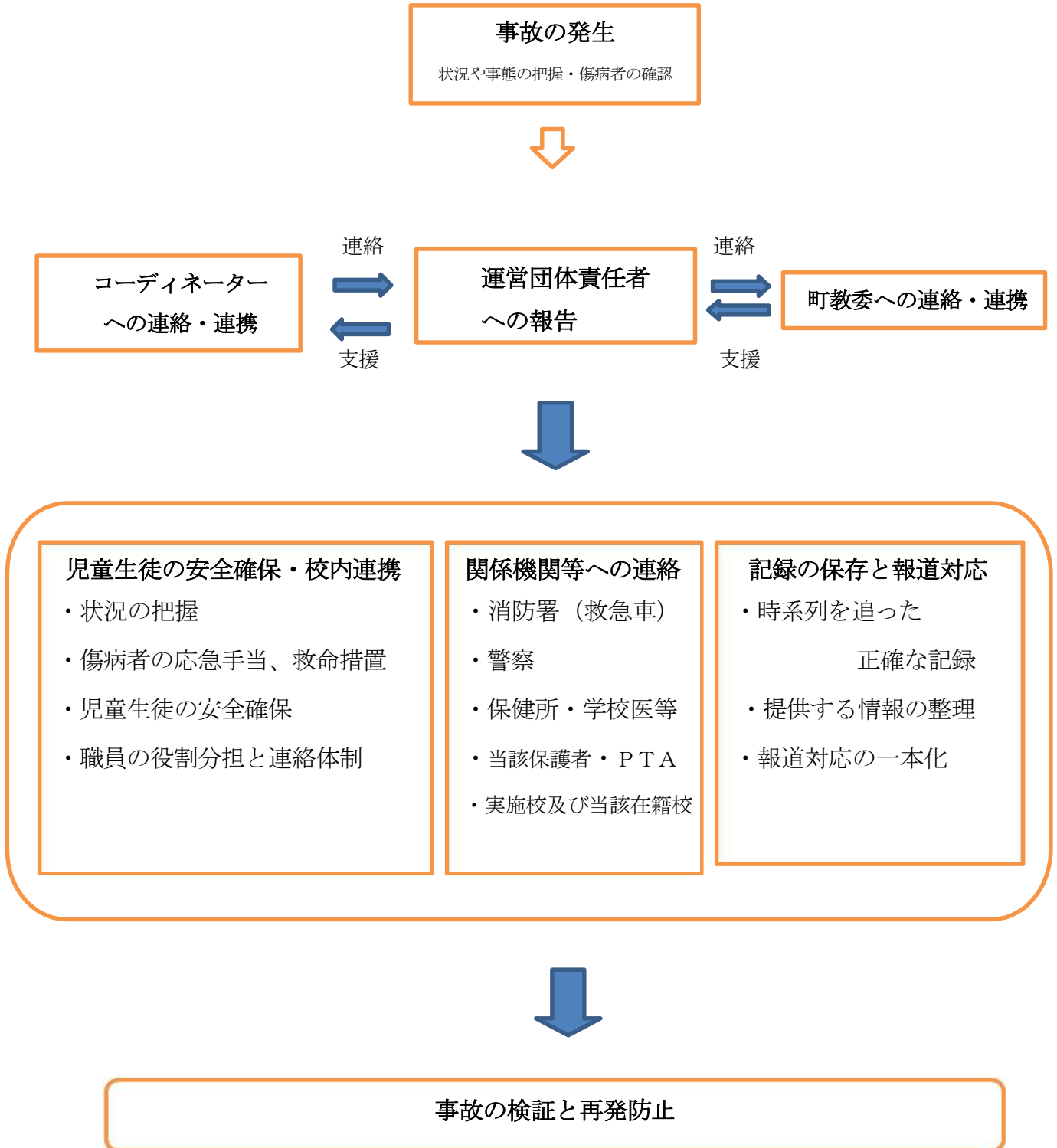
地震や火災などの災害が発生した際は、活動を中止し安全を確保できる場所へ生徒を誘導する。

また、感染症等が発生した際は、活動を中止し必要な措置を検討する。

8 緊急連絡体制

事故発生時は、運営団体が主体となり下記フロー図を参考に対応する。

【事故対応時の緊急連絡先】



地域クラブ活動 参加基準

基本基準		運用ルール
分類	個別基準	
活動実態に関する基準	①	町の基本方針に基づいた、運営がされている。 ・学校部活動の教育的意義を継承するとともに、競技志向のみに偏ることなくスポーツに親しむことができ、生徒の豊かに生きる資質・能力を育むことを基本理念としている。 ・活動方針を明確にしている。
	②	活動時間について、本ガイドラインが遵守されている。 ・休日（土、日）は、どちらか一日を休養日としている。 ・休日の活動時間は、原則、1日3時間までとしている。
	③	中学校部活動の受け皿となる団体である。 ・中学校部活動に在籍していた生徒の受け入れ先となる団体である。（複数の部活動の生徒を1つの団体が受け入れる場合等も可とする）（その学校の一部の生徒しか在籍していない場合には、上記の解釈に当てはまらない）
	④	継続可能な代表者・指導者が配置されている。 ・複数年、体制を整備できる代表者がいる。 ・複数年、指導を継続できる指導者がいる。（生徒の保護者で、活動終了とともに保護者による指導者が入れ替わるのは適さない）
	⑤	指導者が資格を保有している。 ・中核となる指導者が資格を保有していることが望ましい。（公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格等）
	⑥	暴力、各種ハラスメント等の不適切な行為を行わないことが遵守されている。 ・公益財団法人日本スポーツ協会倫理規定第4条（暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、差別等の禁止等）を遵守している。
	⑦	町内の施設を活動拠点としている。 ・町内の学校施設や体育施設を活動拠点としている。
	⑧	安全管理体制を整備している。 ・指導者及び生徒は、スポーツ保険等に加入している。 ・緊急連絡体制を整備している。（不測の事態に備え、予め、医療機関をはじめとした各種機関・団体等や団体関係者の緊急時に関する連絡体制を整えている）
関連する営体制基準に	⑨	規約等が整備されている。 ・規約等（規約・会則・定款等を指す）が作成され、整備されている。（規約等の提出）
	⑩	事業計画・予算、事業報告・決算が適切になされている。 ・事業計画・予算、事業報告・決算に関わる書類が作成され、クラブ団体内で報告がされている。（事業計画・予算、事業報告・決算の提出）